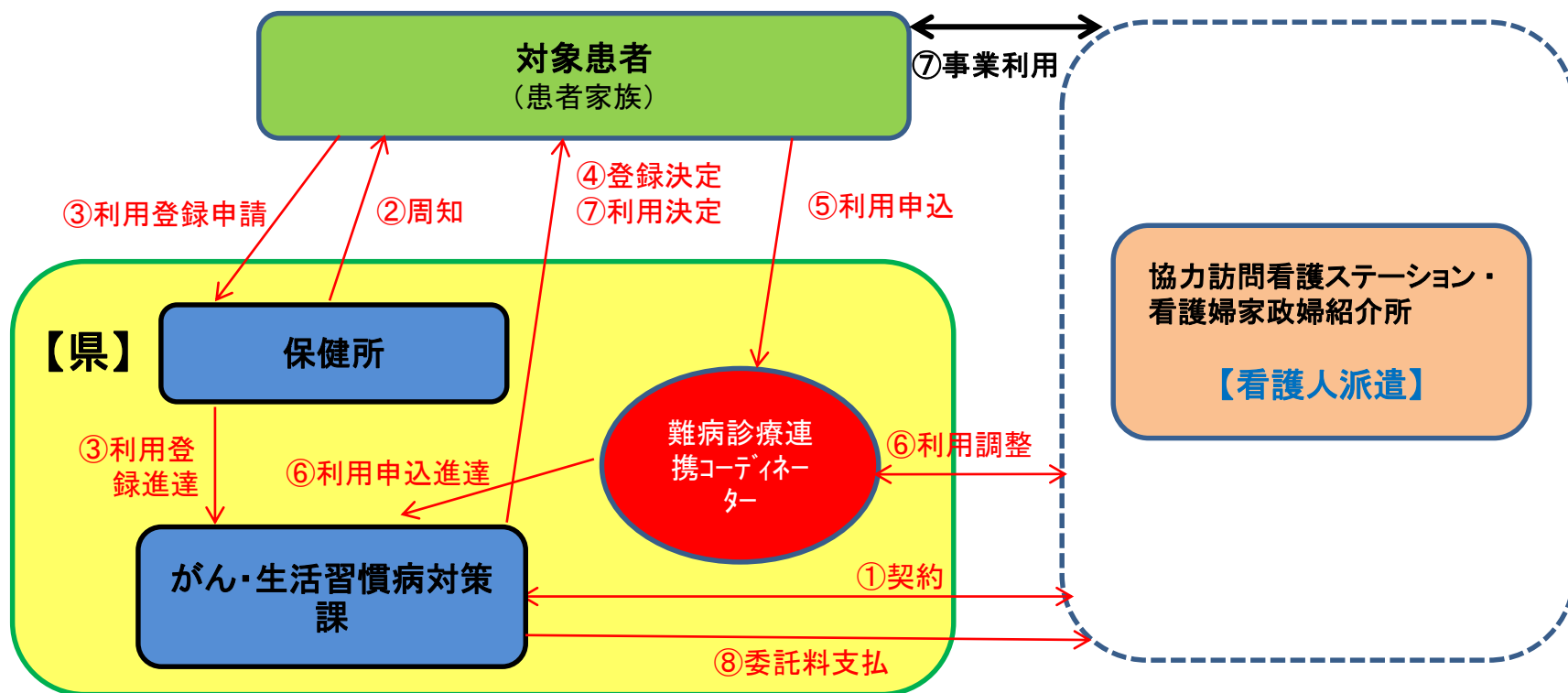


# 重症難病患者在宅療養支援事業(看護師派遣)～利用手順



- ①がん・生活習慣病対策課は、協力訪問看護ステーション又は看護婦家政婦紹介所と毎年度委託契約を締結。
- ②保健所は、委託契約締結後速やかに、ちらしにより事業内容、利用手続等について対象患者に周知。
- ③対象患者(希望者)は、保健所へ利用登録申請(一時入院と共通)。保健所はがん・生活習慣病対策課へ進達。
- ④がん・生活習慣病対策課は、利用登録の可否を決定。
- ⑤対象患者(希望者)は、利用開始日の概ね1週間前までに(やむを得ない場合を除く)、難病診療連携コーディネーターへ利用申込。
- ⑥難病診療連携コーディネーターは、がん・生活習慣病対策課へ利用申込の進達を行うとともに、事業所と利用調整。
- ⑦がん・生活習慣病対策課は、看護師派遣について利用決定⇒事業利用
- ⑧がん・生活習慣病対策課は、事業所からの請求に基づき委託料を支払。